

大  
事  
件  
報  
道

遊技産業健全化推進機構ニュース

3

MARCH 2023



**販社の取扱主任者のスキルアップへ 新研修体制が始動  
～全商協・中村昌勇会長インタビュー～**

**2022年度第3四半期の検査結果報告 機構検査部**

# 機構の動き

1月度<2023年1月1日～1月31日>

## 遊技機等への立入検査関係

- 1月度 立入検査店舗数 199店舗  
(遊技機検査 184店舗、計数機検査 15店舗)  
1月末日 許約書提出店舗数 7724店舗 (対前月比▲58)

## 依存防止対策調査の関係

- 1月度 依存防止対策調査実施店舗数 160店舗  
1月末日 承諾書提出店舗数 7637店舗 (対前月比▲53)

## 会議開催関係

1月12日(木)に定例理事会を開催した。  
決議事項として2023年4月からの新規事業年度の事業計画案及び予算案を承認可決するとともに、3月7日(火)に予定されている臨時社員総会へ上程することを確認した。  
2023年度の事業計画案としては、遊技機・計数機検査で全国1600店舗、依存防止対策調査でも全国1600店舗を予定している。なお、事業計画案ではその他「予算の執行については可能な限りの経費節減に努めていくこと」なども重ねて確認した。

# CONTENTS

3 March  
2023

販社の取扱主任者のスキルアップへ 第三者機関による新研修体制が始動 ～全商協・中村昌勇会長インタビュー	1
2022年度第3四半期の検査結果報告 機構検査部	5
警察庁の広告宣伝規制に関する新たな通達と業界団体の対応について 三堀 清	8
店長に求められる知識「労務管理XXV」	11



## 福井県小浜市・若狭神宮寺 お水送り

春を告げる奈良の東大寺二月堂「お水取り」に先駆けて、3月2日に行なわれるのが若狭の国「お水送り」の行事だ。古来、東大寺二月堂の「若狭井」は若狭の鶴の瀬と地下でつながっているという言い伝えがある。儀式は、小浜市の神宮寺の井戸で汲んだ聖水を遠敷川(おにゅうがわ)に注ぎ、10日かけて二月堂の井戸に届けるというものだ。同12日東大寺若狭井で聖水を受け取る「お水取り」が行われる。

お水取り同様、お水送りでも松明が登場し、聖水を清めながら2km上流まで行列で運び、かがり火が焚かれるなか聖水は、厳かに深い淵に注ぎ込まれる。

表紙の  
はなし

# 販社の取扱主任者のスキルアップへ 第三者機関による新研修体制が始動



## interview 中村 昌勇 氏

全国遊技機商業協同組合連合会 会長

## 遊技機取扱技能研修センターで 全商協が中古機流通のさらなる健全化に向けた取組み

全国遊技機商業協同組合連合会（以下、全商協）は2022年9月、8地区遊商から選出された販社の遊技機取扱主任者16人を対象に、第1回目の指導員研修会を実施した。研修会を委託されたのは、第三者機関である一般社団法人遊技機取扱技能研修センター。同センターは19年10月、関係者の尽力によって、全国の販社の遊技機取扱主任者のスキルアップを目的に設立された。その後、東日本遊技機商業協同組合（以下、東遊商）が組合員販社の取扱主任者に対する技術講習を委託してきたが、全商協として展開する体制が整い、今回の研修会となつた。新研修体制構築の経緯や狙い、展望を全商協・中村会長に伺つた。

――遊技機取扱技能研修センター（以下、技能研修センター）の位置づけをご説明ください。  
**中村** 全商協を構成する8地区遊商には中古機を取り扱う組合員販社が約530社、そこに在籍する遊技機取扱主任者（以下、取扱主任者）が約2700人おり、健全で円滑に中古機を流通させるという重要な役割を担っています。そのスキルをアップし、全国の取扱主任者が一様に高いレベルで点検確認職務を遂行できるようにするため、中立・公平な第三者研修機関として設立されたのが同センターです。具体的には全商協の委託を受けて、指導員研修会を実施してまいります。

**中村** 取扱主任者の指導員とは？  
技能研修センターは2019年10月1日付で設立された。代表理事には元警視総監の井上幸彦氏、理事には警察庁OBで元一般社団法人日本遊技機商業協同組合専務理事の篠原弘志氏、元報知新聞社会長の伏見勝氏と全商協の中村会長、監事には弁護士の坂東司朗氏が就任。研修の講師は東遊商健全化推進室のメンバーが一部をサポートしている。

インタビュー撮影・安西英一

補足

## interview 中村昌勇 全商協会長

社の取扱主任者全員に同センターの研修を受けてほしいのですが、全員が受け終わるまでには相当な月日を要します。したがって、まずは各地区遊商から選出された代表に順次受講してもらい、成果を地元にも帰つて、他の取扱主任者の指導にあたつてほしいと考えています。その初の研修会が実施されたのが2022年9月27、28日の二日間で、16人が受講しました。

——これまでも、全商協は8地区遊商単位で取扱主任者研修会をしてきましたが、足りない点があつたのでしょうか。



昨年9月27、28日の2日間にわたりて開催された第1回指導員研修会の模様。受講は義務ではなく任意だが、全商協では組合員の積極的な受講を期待している。

認作業に従事してほしいという行政当局のご指導にかなうものでもあります。

それは、地区遊商の研修会は身内でやつて、いるものなので、当事者である我々は真摯

その点で参考にさせていただいた  
のが一般社団法人遊技産業健全化  
推進機構です。パチンコ・パチスロ  
産業21世紀会が健全な遊技環境づ  
くりの一環として設立した同機構  
は期待どおりの実効性を發揮し  
行政当局からも高く評価されています。  
これに倣い、我々も中立・  
公平な第三者機関による研修制度  
を導入することにしたのです。

東遊商が先導役となり  
3年かけて仕組み構築

技能研修センター

考えていたのですか

すぐに全商協としての委託研修をスタートさせなかつた理由は何かありますか。



要だと考えました。設立  
に向けて、各方面  
への働き、サミ

きてはいかと思つていました  
我々の場合はパチンコ機の適正な  
流通に必要な情報とスキルを兼ね  
備えたプロフェッショナルでなけ  
ればいけません。そのためには第  
三者による全国的な研修機関が必

すが、私は2016年4月に新台と部品交換の新流通制度が始まり取扱主任者の業務が一段と広がった頃から、各自担つてある業務が違うのだから、当該組合・団体ごとにそのスキルアップに努めるべ

**中村** 業界では全商協と回胴式遊技機商業協同組合、メーカー、ホー

**中村** 全商協としての業務委託をスタートさせるのは、基本的な仕組みをきちんとつくり上げてからにしたいと考えたからです。そのため、当面は私が理事長を務める東遊商が組合員販社の取扱主任者約1300人（当時）の研修を委託しながら、センターの方々と協議を重ね、特にカリキュラムについては、私もさまざまな要望、提案をさせていただきました。

あくまでもベースは  
取扱主任者制度

——いわば満を持してのスタート  
ということですね。

**中村**

誤解していただきたくない

のは、我々の新研修制度のベース  
はあくまでも取扱主任者制度だと

いうことです。日本遊技関連事業  
協会が管理・運営する同制度と遊  
技機販売業者登録制度は中古機流  
通システムを下支えする制度で、そ  
れら諸制度が信頼に値すると行政  
当局に認められたからこそ、04年

の遊技機規則等の一部改正で、販  
売業者で取扱主任者の資格を有す



技能研修センターの井上幸彦代表理事



## 業界の歴史も講義 その理由とは

——カリキュラムについては、技能研修センター側と相当協議した  
というお話をでしたね。

**中村**

カリキュラムは実機技能や

取扱主任者が知つておくべき業界  
の歴史を学ぶ講座などの6項目で  
す。それに加えて、第1回目の研  
修会では日本遊技機工業組合（以下、  
日工組）と健全化推進機構からも講

——歴史を学ぶ講座とは？

るためにも、第三者による研修機  
関が必要であると考えています。

**中村**

年月が経てば記憶は風化す

るし、諸制度ができた当時を知ら  
ない世代の従業員も増えていきま  
す。そこで設けてもらつたのが業  
界の歴史を学ぶ講座で、私が強く  
要望しました。自ずと中古機流通  
時に保証書を書く際の意識も違つ  
てくると期待しています。

——日工組などはどんな講義をし  
たのですか。

**中村** ゴトや不正対策についてで  
す。ゴトについては、手口という

補足

2004年7月の遊技機規則等の一部改正により、営業者が検定を受けた中古機を営業所に設置する場合、検定を受けた遊技機について認定を受ける場合には、遊技機の保守管理を業とする者（販売業者）と特例風俗営業者の営業所の管理者で、取扱主任者の資格を有するなどの条件を充足する者は添付書類である保証書の作成ができるようになった。

**中村** 例えば取扱主任者制度や中古機流通システムは突然できたわけではありません。中古機の流通過程におけるさまざまな課題や問題点を洗い出し、業界の先人が行政当局の指導も仰ぎながら、苦労の末に構築したものです。見方を変えると、これら諸制度の運用の仕方一つで、販社、ひいては業界が世間や行政当局から再び厳しい対応を迫られるということです。04年の遊技機規則等の一部改正で認められた販社の権利も喪失してしまった懼れがあります。

古機流通システムは突然できたわけではありません。中古機の流通過程におけるさまざまな課題や問題点を洗い出し、業界の先人が行政当局の指導も仰ぎながら、苦労の末に構築したものです。見方を変えると、これら諸制度の運用の仕方一つで、販社、ひいては業界が世間や行政当局から再び厳しい対応を迫られるということです。04年の遊技機規則等の一部改正で認められた販社の権利も喪失してしまった懼れがあります。

——諸制度の誕生経緯を知らない  
と、とんでもない事態を招きかね  
ないということですね。

**中村**

年月が経てば記憶は風化す

るし、諸制度ができた当時を知ら  
ない世代の従業員も増えていきま  
す。そこで設けてもらつたのが業  
界の歴史を学ぶ講座で、私が強く  
要望しました。自ずと中古機流通  
時に保証書を書く際の意識も違つ  
てくると期待しています。



## プロフィール ● 中村昌勇（なかむらよしお）

1952年生まれ。東京都出身。日本大学芸術学部中退。ホテルマン、飲食業、販社の営業を経て、89年に(株)中商を設立。現在、代表取締役会長。組合・団体活動では2009年、東遊商理事長に就任（現在7期目）。11～17年、全商協会長を務め、21年より再び同職に。18年より日遊協副会長も務める。

よりも、ゴトの被害に遭っているのがわかつた場合、当該ホールはどのような手続きを踏むべきかの解説をしていただきました。販社は、遊技機に関して、ホールさんはあらゆる質問に答えられなければならぬからです。

## ——第1回の指導員研修会を振り返つていかがですか。

中村 まず、受講生たちの表情が違いました。初の第三者機関によ

る研修であるだけでなく、成果を地元にも帰つて、他の取扱主任者を指導する立場、すなわち取扱主任者としてプロ中のプロになるのだということを自覚してくれていると感じました。他地区の代表との情報交換の場としても有益だつたのではないかでしょうか。地元に帰つてからは有意義な研修だと伝えてくれているようで、「自分も受けたい」との声が各地区遊

商には寄せられているとの報告を受けています。

警察庁からも2人の担当官が視察に来られましたが、終了後、評価する言葉をいたしました。

## ——今後が楽しみですね。

## 販社は遊技機専門家に

中村 昨年暮れのスマートパチスロに続いて、今年の春にはスマートパチンコも登場する予定であるなど、業界を取り巻く状況は日々変わっています。センター側もどんどん教える内容を変化、進化させていくものと期待しています。ベーシックな部分は変わらなくて、状況に応じて積極的にアレンジしていく。それは業界団体にもいえることでしょう。

中村 今後、我々の果たすべき役

研修会の全講義終了後は効果測定が行なわれた。効果測定は研修をどの程度理解したかを自身に把握してもらうために行なうもので、記述式の問題も数多く盛り込まれている。あまりにも理解度が低いと判断された場合はあらためての受講が促されるが、修了すると、修了証とバッジが交付される。

割は何か、東遊商の理事や地区遊商の理事長たちとは毎日、話しています。そもそもホールさんはエンドユーザーを自店に集める役割、メーカーさんはお店が集客する上で最大の武器となる遊技機を提供する役割、販社は遊技機を健全かつ円滑に流通させる役割というのが、従来の業界における各々の役割でした。しかし、これらの販社はその役割だけにとどまつていると生き残れない。先ほども述べたように、遊技機に関して、ホールさんのあらゆる質問に答えられる存在にならないといけないと考えています。

——その意味でも、技能研修センターによる新研修制度は有益であるということですね。

中村 これまで全商協ではQRコードシステムや携帯による位置情報確認システムなど、健全で円滑な中古機流通に資する取組みをしてきましたが、それは個々の販社を守るためにありました。同センターによる新研修制度もその延長線上の取組みであることを組合員には理解してもらいたいと思

補足



# 回胴式遊技機のホッパーの 型式違いにご注意を！

## 2022年度第3四半期の検査結果報告

### 遊技機及び計数機の 検査結果について

機構検査部が2022年度第3四半期（10月～12月）に実施した立入検査活動の結果報告をお届けする。

している通りで、意図的で無ければ、日常の点検確認により防げるものである。ホールの現場においては業務多忙であっても、回胴式遊技機のホッパーの違いは点検可能だと思われるところから、注意をお願いしたい。単なるホッパーという部品の型式の違いと捉えられるかもしれないが、

当然、型式試験に適合し、各都道府県の公安委員会から検定を受けた遊技機とは違っているわけで、ホールの営業現場においては軽く考えない常事案は確認されていない。ただし、遊技機検査においては、回胴式遊技機で「ホッパー」の部品取りと思われる事案が続いている。

本件事案については以前より指摘

また、新型コロナウイルス感染症の流行も波はあるものの、以前の状況から考えると、店舗内ではかなりスマーズに交渉や検査が実施できた、との報告を受けている。この点は検査を受け入れて頂いたホール側に感謝申しあげたい。

お知らせしている通り、当機構検査員は移動時を含め、手洗いやマスク着用はもちろん、体調管理にも万全を期して対応している。さらに常勤役員及び職員の多くがワクチン4回接種を完了している。是非、これらの点も考慮頂き、安心して立入検査、依存防止対策調査を受け入れて頂きたい。



## 3か月間に 495店舗を検査

次に検査の結果についてお知らせしたい。

別表の通り、2022年の10月から12月までの3か月間に機構検査部としては、32地区の495店舗（うち計数機検査は72店舗）に伺い、ぱちんこ遊技機1618台、回胴式遊技機1674台の合計3292台の遊技機を検査した。また、玉計数機52台、メダル計数機20台の合計72台の計数機検査も実施した。

等と比べると、

パチンコ4円が

一昨年度16% ↓昨年度16%

↓本年度17%、

パチンコ低玉貸が

一昨年度31% ↓昨年度34%

↓本年度34%、

回胴式遊技機20円が

一昨年度20% ↓昨年度21%

↓本年度21%、

回胴式遊技機低貸が

一昨年度28% ↓昨年度29%

↓本年度27%

という数値になっている。  
参考にして頂きたい。

最後に、本年第3四半期の各都道府県別の検査ホール数、検査遊技機数を別表でお知らせする。

なお、現在、検定切れ等の遊技機をことさら対象として検査等を行っているわけではないものの、やはり検定が切れ、認定を取得していない遊技機については、故障しても修理ができないなどの制約もあり、結果として部品取り等の違反行為にも繋がり易い状況にあると思われることから、遊技機を長期間使用する場合は、可能な限り検定が切れる前に「認定」

## お客様の動向

稼働率の調査（頭どり）については、

概要として、この3か月の稼働率の平均値はやはりコロナ以前の水準には達していない状況であった。

当機構の検査員がカウントした「頭どり」数値のトータル平均を昨年同期

次に機構に対して誓約書を提出されているパチンコホールは、12月末現在で7782店舗であった。

全国の誓約書提出ホール数は本年3月末の時点からマイナス525店舗となっている。機構は立入検査を開始した2007年4月から誓約書の提出店舗数をカウントしているが、毎年マイナスを記録している。

次に機構に対して誓約書を提出されているパチンコホールは、12月末現在で7782店舗であった。

全国の誓約書提出ホール数は本年3月末の時点からマイナス525店舗となっている。機構は立入検査を開始した2007年4月から誓約書の提出店舗数をカウントしているが、毎年マイナスを記録している。

それでも修理ができないなどの制約もあり、結果として部品取り等の違反行為にも繋がり易い状況にあると思われるところから、遊技機を長期間使用する場合は、可能な限り検定が切れる前に「認定」

### 《誓約書提出ホール数》

月	10	11	12
誓約書提出ホール	7869	7816	7782
前月との差異	-48	-53	-34

(2022年10月1日～12月31日)

# 2022年度第3四半期の検査結果報告

## 《月別検査集計一覧》

各月	訪問 都府県方面 数	検査ホール数			検査台数				計
					遊技機		計数機		
		遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
10	14	140	35	175	532	566	24	11	1,133
11	12	164	7	171	644	632	6	1	1,283
12	11	119	30	149	442	476	22	8	948
計 (平均)	37	423	72	495	1,618	1,674	52	20	3,364

(2022年10月1日～12月31日)

## 《都府県方面別検査集計一覧》

NO	都府県方面名	検査ホール数			検査台数				合計
		遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	札幌方面	9	-	9	36	36	-	-	72
2	釧路方面	11	-	11	40	48	-	-	88
3	青森県	11	-	11	40	40	-	-	80
4	岩手県	8	-	8	32	32	-	-	64
5	宮城県	-	9	9	-	-	7	2	9
6	秋田県	11	-	11	40	40	-	-	80
7	山形県	12	-	12	44	52	-	-	96
8	福島県	17	-	17	70	62	-	-	132
9	東京都	15	-	15	60	60	-	-	120
10	茨城県	13	12	25	44	60	10	2	116
11	栃木県	10	9	19	30	48	7	2	87
12	群馬県	10	8	18	40	40	5	3	88
13	埼玉県	17	-	17	64	72	-	-	136
14	千葉県	15	-	15	60	60	-	-	120
15	神奈川県	31	-	31	118	120	-	-	238
16	新潟県	13	7	20	48	56	4	3	111
17	長野県	10	-	10	36	44	-	-	80
18	静岡県	10	10	20	40	40	7	3	90
19	愛知県	15	-	15	56	64	-	-	120
20	滋賀県	10	-	10	40	40	-	-	80
21	京都府	11	9	20	42	44	7	2	95
22	大阪府	33	-	33	136	108	-	-	244
23	兵庫県	32	-	32	130	124	-	-	254
24	奈良県	11	-	11	42	36	-	-	78
25	島根県	7	-	7	32	24	-	-	56
26	岡山県	9	8	17	32	40	5	3	80
27	広島県	11	-	11	28	44	-	-	72
28	香川県	9	-	9	36	36	-	-	72
29	高知県	13	-	13	48	48	-	-	96
30	福岡県	21	-	21	82	84	-	-	166
31	佐賀県	9	-	9	36	36	-	-	72
32	長崎県	9	-	9	36	36	-	-	72
計		423	72	495	1,618	1,674	52	20	3,364

(2022年10月1日～12月31日)

# 警察庁の廣告宣伝規制に関する新たな通達と業界団体の対応について



三堀 清  
みほり きよし  
昭和32年 神奈川県生まれ  
早稲田大学法学部卒  
司法修習終了後  
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て  
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了  
平成9年 三堀法律事務所開設  
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

## 1 广告宣伝規制に関する 新たな通達

警察庁生活安全局保安課は、令和5（2023）年1月25日、ホームページにて、同課長名義の令和4（2022）年12月23日付け「ぱちんこ営業における広告及び宣伝の取扱いについて（通達）」を公表した。

平成24年の旧通達に比してソフトなイメージとなってはいるが、警察当局の広告宣伝規制等に関する基本的な理念或いは姿勢を再構成したうえ、全国的な規制の斉一化を確保する趣旨に出たものといえる。

## 2 旧通達の運用上の問題点

広告宣伝規制に関する通達としては、平成24（2012）年7月13日付けの「ぱちんこ営業における広告、宣伝等に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反の取締り等の徹底について（通達）」以来、約10年ぶりとなる。「…取扱いについて」という今回の通達は、「…取締り等の徹底について」という

例と僅かでも類似点・近似点があるものを、片つ端から「著しく射幸心をそそるおそれ」があり規制に違反する表現内容であると判断してしまうという傾向を生んだ。

しかも、旧通達は「広告、設備等規制違反に関しては、：これらの違反から推認される遊技機の無承認変更：等の悪質な風営法違反が潜在している疑いが認められる営業所について必要な検査を行うなど、根源的かつ悪質な違反の立証に努め、その事件化を図ること」、「（この規制に違反する）営業者についてところが、この表示が「違反に該当する表示例」すなわち「べからず集」であったため、各都道府県警察単位で、或いは所轄署の係官が独自に、旧通達の趣旨に抵触する表現内容でなくとも、表示

(同通達5項)、一種の性悪説に立つて、たから、この傾向は更に強まつたといえる。

確かに高い射幸性を売り物にした営業方法から脱却しようとせず、規制をかいくぐつてあの手この手で出玉イベントの開催を告知したホール業者が存在したもの事実であり、広告宣伝規制等を本来の趣旨よりも厳しく運用する

ことは、健全化及び依存問題対策の点からはやむを得ない面もある。しかしながら、規制の本来の趣旨を超えた厳しい運用は、行政指導・行政処分の基準を不明確にしてしまい、全国的に規制が区々になってしまつという事態を招き、消費者(遊技客)にとって有益な情報発信までもが抑制されることになったことは否めない。

(警察庁生活安全局保安課が、昨年12月23日付けで公表した  
「ばらんこ営業における広告及び宣伝の取扱いについて(通達)」は)

まずは業界団体の自浄作用に期待し、  
警察の行政指導・行政処分は謙抑的でポイントを絞つたものにすべきである  
としている(同通達前文)。

このような理念或いは姿勢は、従来のそれを大きく変更するものである、

業界・事業者団体の自主的な健全化に向けた取組を前提とした、  
警察庁との間の一定の信赖関係が醸成されていなければあり得ないものであろう。

今回の通達により、

事業者団体が策定する広告宣伝に関するガイドラインや自主規制の  
重要性が増すであろう。

また、全国的なレベルで、  
国民的行事、

地域の行事及び創業記念日の広告宣伝、  
遊技機に関する広告宣伝、

遊技機性能に関する広告宣伝、  
営業時間に関する広告宣伝、

遊技結果に関する広告宣伝、  
遊技機性能に関する広告宣伝、

そして駐車場における催事に関する広告宣伝が  
一定の範囲内で行えることが明確化されるであろう。

### 3 今回の通達の内容

今回の通達は、旧通達の下で出来し  
たこのような問題点を直視し、ホール  
業界の自浄作用に期待し、かつ、規制  
の適正化、効率化と全国的な斉一化を  
図つたものである。

先ず今回の通達では、「そもそも広告  
及び宣伝は、本来営業者が自由に行う  
ことができるものである。」としたう  
えで規制の趣旨を確認し、「広告及び宣  
伝に関する規制についても、一定程度  
業界における自主的な取組を促しつつ、  
警察による指導及び取締りについては、  
規制の趣旨も踏まえて特に対応する必  
要がある部分に重点を置いて行うこと  
が法の効果的な運用に資する」として、  
まずは業界団体の自浄作用に期待し、  
警察の行政指導・行政処分は謙抑的で  
ポイントを絞つたものにすべきである  
としている(同通達前文)。このような理  
念或いは姿勢は、従来のそれを大きく  
変更するものであり、業界・事業者団体  
の自主的な健全化に向けた取組を前提  
とした、警察庁との間の一定の信赖関  
係が醸成されていなければあり得ない  
ものであろう。

その上で今回の通達は、広告宣伝規

制違反については、風適法16条のみならず、各都道府県の条例の「著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと」等の規制にも照らして問題がないかを検討すべきとし、また、営業所における広告物等が広告宣伝規制に違反している場合は、同法12条の営業所の構造設備の維持義務違反にも該当する他、前述の条例の規制の適用を検討すべきとしている（同通達1項）。

また、今回の通達では、広告宣伝規制等違反に該当するものとして6つの類型が列挙されている。これは旧通達の7つの類型を整理したに過ぎず、旧通達で違反とされた類型の一部が、今回の通達で適法とされるに至ったものではないが、先述した旧通達に添付されていた「べからず集」が省かれていることは大きな変更点である（同通達2項）。

更に、今回の通達では、広告宣伝規制等についての事業者団体の取組を尊重することを原則として、違反を認めた場合の警察の対応が具体的に示されているが、特にこれらの点で警察当局の基本的な理念或いは姿勢の大きな変化が読み取れる。

このうち、事業者団体の取組の尊重については、以下の二つが挙げられる。

第一に、パチンコ・パチスロ産業21世紀会が策定した依存問題の発生抑止に向けた広告宣伝への注意喚起標語の確保の指針について、警察当局としても管理者講習（風適法24条6項）や立入り（同法37条2項）等の機会に、広告宣伝規制等の遵守に加えて、その取組を働き掛けるとしていることである（同通達3項(1)）。

第二に、各都道府県警察に対し、都道府県の遊技事業協同組合や単位組合の広告宣伝に関する自主規制の趣旨の尊重と周知に努めることとする一方で、個別のホール業者が自主規制に違反している（風適法16条の規制には違反しない）ことだけで行政指導等を行わないよう留意することとしていることである（同通達3項(2)）。

次いで、広告宣伝規制等違反を認めた場合の対応については、以下のとおりである。

違反を認めた場合の基本的な対応については、「：必要な行政指導を行うほか、各都道府県の遊技事業協同組合に対し適時適切な情報共有を行うなどして事業者団体による健全化に向けた取組を促すこと」とする他、「：違反行為を繰り返している、行政指導に応じない、：などの事情が認められる場合は、法

第25条に基づく指示処分等を検討する」とし、悪質な場合にはじめて行政処分を課すとしている（同通達4項）。

違反を認めた場合の行政指導・行政処分のプロセスについては、「：違反に対する行政指導等に係る擬律判断に疑義がある場合は、警察庁生活安全局保安課に相談すること。また、各都道府県警察の対応に斉一性を確保する観点から、当分の間、：行政処分を行おうとする場合は、あらかじめ警察庁生活安全局保安課と調整すること」として、行政処分の際には警察庁と連絡をとりあって規制が地域毎に区々にならないようにする体制を整えている。

## 4 今回の通達の影響

今回の通達により、事業者団体が策定する広告宣伝に関するガイドラインや自主規制の重要性が増すであろう。

また、全国的なレベルで、国民的事事、地域の行事及び創業記念日の広告宣伝、遊技機に関する広告宣伝、遊技機性能に関する広告宣伝、遊技結果に関する広告宣伝、そして駐車場における催事に関する広告宣伝が一定の範囲内で行えることが明確化されるであろう。



# 店長に求められる知識

## 労務管理 XXIV

パチンコ店舗管理者  
実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やそ  
の候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識、法律知識、不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、  
顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

### 働き方改革

【問題】

不規則、長時間、重労働と、かつては過酷な労働環境が当たり前と言  
われたパチンコ業界ですが、近年では大手チエーン店を中心に改善が見  
られ、他業種と比較して福利厚生面  
でも充実した企業が増えました。  
パチンコ店が「人」「物」「金」「情  
報」の経営資源を有効活用して利益  
を生み出していく上で、根幹をなす  
のが「人」です。「人」を効率的に活  
用して生産性を高めるため、労働条  
件や待遇、職場環境などを適性に管  
理することが労務管理です。

店舗管理者として店舗の長期的な  
発展を目指すのであれば、労務管理  
の知識を学び、従業員が将来性に不  
安を抱くことなく安心して働く環  
境を整備していかなければなりません。

日本では、「少子高齢化に伴う生産  
年齢人口の減少」「育児や介護との  
両立など、働く方のニーズの多様  
化」が課題となっています。この課  
題の解決のため、働く方の置かれた  
個々の事情に応じ、多様な働き方を  
選択できる社会を実現しようという  
狙いで進められている施策が「働き  
方改革」です。

働き方改革を推進するための関係  
法律の整備に関する法律の概要とし  
て、以下のことが定められました。

- 残業時間の上限を規制
- 年次有給休暇の取得を企業に義務  
付け

年次有給休暇の取得が一部義務化

た。

時間外労働に上限が設けられまし  
た。

● 年次有給休暇の取得を企業に義務  
付け

高度の専門的知識等を有し、職務  
の範囲が明確で一定の年収要件を満  
たす労働者を対象とした制度が新設  
されました。

裁量労働制の適用対象拡大は、前  
記には含まれていません。働く方々  
がそれぞれの事情に応じて多様な働  
き方を選択できる社会を実現するた

● 正解と解説  
正解はbです。  
働き方改革を推進するための関係  
法律の整備に関する法律の概要とし  
て、以下のことが定められました。

● 「高度プロフェッショナル制度」  
新設

労働時間清算期間が1か月から3  
か月に変更されました。  
● 「フレックスタイム制の拡充」  
新設

1日の勤務終了後、翌日の出社ま  
での間に、一定時間以上の休息時間  
(インターバル)を確保する仕組みの  
導入を促しました。

● 「勤務時間インターバル」制度の  
導入を促進

正社員と非正規社員との間で、基  
本給や賞与などのあらゆる待遇につ  
いて、不合理な待遇差を設けること  
が禁止されました。

● 不合理的な待遇差をなくすための  
規定の整備

正社員と非正規社員との間で、基  
本給や賞与などのあらゆる待遇につ  
いて、不合理な待遇差を設けること  
が禁止されました。

● 不合理的な待遇差をなくすための  
規定の整備

正社員と非正規社員との間で、基  
本給や賞与などのあらゆる待遇につ  
いて、不合理な待遇差を設けること  
が禁止されました。

されました。

めに働き方改革は進められています。次の問題で、時間外労働の上限について詳しく見てみましょう。

## 時間外労働の上限

### 【問題】

労働基準法第36条「時間外及び休日の労働」で定められている時間外労働の上限において、

(ア) (イ)に当てはまる数字の組み合わせとして正しいものはどれか。

1か月に(ア)時間、および、1年間に(イ)時間

### 【選択肢】

- |            |         |
|------------|---------|
| a : ア ≪ 45 | イ : 360 |
| b : ア ≪ 45 | イ : 480 |
| c : ア ≪ 60 | イ : 360 |
| d : ア ≪ 60 | イ : 480 |

### 【回答分布】

- |           |           |
|-----------|-----------|
| a : 30・2% | b : 24・2% |
| c : 31・9% | d : 13・7% |

### 【正解と解説】

正解はaです。

労働基準法第36条「時間外及び休日の労働」第4項には、以下の通り記されています。

前項の限度時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間及び一年について三百六十時間）とする。

**【選択肢】**

a : 労働者が申請した季年に有休休暇を与えることが困難な場合、事業者は付与時季を変更することができる。

b : 事業者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対して、年間5日以上取得させなければならない。

c : 労働者は年次有給休暇を申請する際、事業者へ理由を伝えることが義務付けられている。

d : 年次有給休暇の対象となる出勤日数において、産休・育休期間中は出勤したものと見なされる。

時間外労働をさせることができました。しかし、働き方改革に伴う改正により時間外労働の上限が新たに定められ、2019年4月（中小企业では20年4月）より施行されています。

### 【正解と解説】

正解はcです。

選択肢の内容について労働基準法では以下のように定めています。

### 【回答分布】

- |           |           |
|-----------|-----------|
| a : 17・8% | b : 6・8%  |
| c : 48・3% | d : 27・1% |

### 【正解と解説】

労働者は、有給休暇申請時に理由を伝える義務はありません。従って、cは適切ではありません。

法では以下のように定めています。

### 【回答分布】

- |           |           |
|-----------|-----------|
| a : 30・2% | b : 24・2% |
| c : 31・9% | d : 13・7% |

### 【正解と解説】

正解はaです。

労働基準法第36条「時間外及び休日の労働」第4項には、以下の通り記されています。

## 年次有給休暇

### 【問題】

労働基準法第39条「年次有給休暇」に関する記述として、最も適切でないものはどれか。

給休暇を与えなければならない。

⑤使用者は、前各項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された季季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げることがある場合は、他の季季にこれを与えることができる。

⑩労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業をした期間並びに産前産後の女性が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項及び第二項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

労働者は、有給休暇申請時に理由を伝える義務はありません。従つて、cは適切ではありません。

bの記載の通り、2019年4月の労働基準法改正により有給休暇取得が義務化されました。年に10日以上の有給休暇が付与されている労働者には必ず年5日の有給休暇を取得させなければなりません。違反した場合は、従業員1人に付き30万円以下の罰金が命じられます。次の問題

## 編集後記

新年、音楽家の計報が目立つ。ジエフ・ベック(78)、高橋幸宏(71)、鮎川誠(74)、若いころよく聴いた人たちだ。高橋さんは、イタリア製乗用車の助手席に乗せても女性は16個。結構多いように思える。しかし平均余命でみると、私はもう2箱に全然届かないのだ。諦念しつつ、大当たりしてもう少し永らえたい気もする。(M)

パチンコや公営ギャンブル等を好んで私もそろそろなんだな、ともに私もそろそろなんだな、と思った。21年度の日本人の平均寿命は男性は81・47歳、女性は87・57歳。

生涯を日数で換算すると、男性

は、不合理な待遇差をなくすための規定に関する問題です。

## 同一労働同一賃金

### 【問題】

厚生労働省による「同一労働同一賃金ガイドライン」に関する記述として、最も適切でないものはどれか。

### 【選択肢】

- a : 労働者の勤続による能力の向上に応じて行う昇給については、同一の能力の向上には同一の、違いがあれば違いを昇給を行わなければならない。
- b : 会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するボーナス(賞与)については、同一の貢献には同一の、違いがあれば違い

に応じた支給を行わなければならぬ。

c : 正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との転勤の有無の要件が異なる場合、転勤

者用社宅について同一の利用を行わないことは不合理な待遇差に該当しない。

d : 将来の役割期待が異なるという理由により、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との賃金の決定基準が異なることは、不合理な待遇差に該当しない。

### 【回答分布】

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| <b>a</b> : 11・7% | <b>b</b> : 18・3% |
| <b>c</b> : 30・5% | <b>d</b> : 39・4% |

### 【正解と解説】

正解はdです。

「同一労働同一賃金ガイドライン」に正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間で賃金の決定基準・ルールの相違がある場合について以下のように記載されています。

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるときは、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りらず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的

に照らして適切と認められるもの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであつてはならない。

同一労働同一賃金については、パ

ートタイム労働者・有期雇用労働者の訴えにより退職金や賞与に関する裁判になつたケースもあります。正社員と非正規社員の待遇に差がある場合、その待遇差について非正規社員から説明を求められた時は、その理由を合理的かつ分かりやすく説明できるよう準備しておく必要があります。

トタイム労働者・有期雇用労働者と正規社員の待遇に差がある場合、その待遇差について非正規社員から説明を求められた時は、その理由を合理的かつ分かりやすく説明できるよう準備しておく必要があります。トタイム労働者・有期雇用労働者と正規社員の待遇に差がある場合、その待遇差について非正規社員から説明を求められた時は、その理由を合理的かつ分かりやすく説明できるよう準備しておく必要があります。

◆

現在、働き方は多様化しています。優秀な人材を確保するには、就業時間や有給休暇などの制度にも柔軟性が必要になっています。働き方改革を進め、自店で働く方々がワークライフバランスを実現できるようにしていきましょう。

が多いのではないかと思っている。とにかく遊べればそれでいいはずだ。わざわざ遠くまで行つて遊びのか?ということだ。現在、生き残れるのか?

我が家業界は生き残れるのだろうか?と思う。我が家業界は生き残れるのだろうか?と悲観的に考

えててしまうのだ。(H)

年未の血圧急上昇騒ぎが遠い昔の話に思われ始めた1月下旬、またまた新型コロナワクチンを接種した。一発目を打つてから1年半足らずの間に通算5回目。

こんなに短期間に何回も接種したり大繁盛している。対して我が業界は当然リアルな店舗における娯楽であり、実際ご来店頂くしかなり遊ぶのか?ということだ。現在、公営ギャンブルがネット投票によると、山となる。塵も積もれば

なければならない。私が業界関係者でなければ寝巻を着て酒を飲みながらスマート手にネット投票をやつてしまふだろうと思う。我が家業界は生き残れるのだろうか?と悲観的に考

えててしまうのだ。(H)

ことはないという。だが、「塵も積もれば」との格言もある。次回の案内が来たらどうするか。悩みは深まるばかりだ。(N)

おかしいと思ったら すぐここへ <https://www.suishinkikou.or.jp/>

# 不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関  
遊技産業健全化推進機構

Organization for  
the Sound Development of  
the Pachinko & Pachislot Industry

遊技産業健全化推進機構広報誌 令和5年3月1日(毎月1日発行)第189号  
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山基ビル6F  
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063